

ひとりで悩まず、ご相談ください・・・



# 緊急用食糧等給付事業



この事業は、町民から寄せられた“歳末たすけあい募金”を原資に、鷹栖町内にお住まいの方で、離職や生活困窮により蓄えていた貯蓄も底をつき、明日食べるものもない、この先どうしていけばいいのだろうなど、将来への不安を抱えている方に対し、食料等を給付することで一時的に生活を繋ぎ、その間に今後の生活の建て直しを一緒に図っていくことを目的としています。

?? 対象者はどんな人・・・??

利用するには、どうしたらいいの??

- 鷹栖町内在住の方
- 緊急的かつ、一時的に生計の維持が困難な世帯
- その他、社会福祉協議会会長が特に必要と認めた世帯

- ① 社協職員と面談し、安定した生活を送るための計画書を作成していただきます。
  - ② 給付を受けた後も生活が安定するまで、定期的に社協職員と面談を重ねていただきます。
- ※社協との繋がりを必要な期間、保つ事が利用するための条件となります。



## 《食料等の給付について》



- ◎ 1人あたり 5,000円以内  
(世帯が1人増えるごとに5,000円を追加します)
- ◎ 現金支給ではなく現物給付  
(スーパー等に社協職員が同行したうえで、必要なものを購入いただきます)

この支援では対象者や給付の回数など一定の規定があります。  
まずは、窓口やお電話でお問い合わせ下さい。



【お問い合わせ先】

鷹栖町社会福祉協議会

鷹栖町南1条3丁目2-1

TEL・FAX 87-4451

